

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

出入国管理及び難民認定法および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、印鑑登録証明の申請手続を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

青梅市印鑑条例（昭和 5 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 2 号中「東京都の市区町村」を「市町村（特別区を含む。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 8 条第 1 項ただし書中「という。）」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード（以下「特定在留カード」という。）または日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定特別永住者証明書」という。）」を、「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書のいずれか」を加え、同条第 2 項中「等（個人番号カードおよび）」を「、特定在留カー

ド、特定特別永住者証明書または」に、「移動端末設備をいう。）」を「移動端末設備」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。